

令和 5 年 9 月 19 日

令和 5 年度 栃木県議会
第 397 回 通常会議 議案 (1)

令和5年度栃木県議会 第397回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和5年度栃木県一般会計補正予算（第3号）	5
第2号議案	令和5年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）	15
第3号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	17
第4号議案	栃木県林業大学校条例の制定について	19
第5号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	21
第6号議案	災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正について	23
第7号議案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	25
第8号議案	栃木県県税条例の一部改正について	29
第9号議案	旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部改正について	31
第10号議案	食品衛生法施行条例の一部改正について	33
第11号議案	栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正について	34
第12号議案	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正について	37
第13号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	38
第14号議案	工事請負契約の締結について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））	39

第15号議案	工事請負契約の締結について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））	40
第16号議案	工事請負契約の締結について（栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事）	41
第17号議案	製造請負契約の締結について（栃木県子ども総合科学館プラネタリウム機器等更新業務）	42
第18号議案	工事請負契約の変更について（栃木県警察本部庁舎受変電設備ほか改修工事（長寿命化））	43
第19号議案	工事請負契約の変更について（栃木県警察本部庁舎空調設備改修工事（長寿命化））	44
第20号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）	45
第21号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築電気設備工事）	46
第22号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築機械設備工事）	47
第23号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）	48
第24号議案	令和4年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	49
第25号議案	令和4年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	50
第26号議案	令和4年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について	51
認定第1号	令和4年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について	52
認定第2号	令和4年度栃木県電気事業会計決算の認定について	53
認定第3号	令和4年度栃木県水道事業会計決算の認定について	54
認定第4号	令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について	55
認定第5号	令和4年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について	56

認定第 6 号	令和 4 年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	57
報告第 1 号	令和 4 年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について……………	58
報告第 2 号	知事の専決処分事項報告について……………	60

第1号議案

令和5年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度栃木県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,410,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ998,762,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,998,301	5,000	4,003,301
	1 負担金	3,998,301	5,000	4,003,301
9 国庫支出金		133,873,091	3,321,821	137,194,912
	1 国庫負担金	45,186,082	266,280	45,452,362
	2 国庫補助金	87,520,149	3,040,541	90,560,690
	3 委託金	1,166,860	15,000	1,181,860
12 繰入金		25,210,492	399,420	25,609,912
	2 基金繰入金	25,070,250	399,420	25,469,670
13 繰越金		2,020,785	736,612	2,757,397
	1 繰越金	2,020,785	736,612	2,757,397
14 諸収入		186,159,686	1,017,837	187,177,523
	7 雑入	5,788,190	1,017,837	6,806,027
15 県債		70,679,000	3,930,000	74,609,000

	1 県	債	70,679,000	3,930,000	74,609,000	
歳	入	合	計	989,351,310	9,410,690	998,762,000

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,493,712	6,987	1,500,699
	1 議 会 費	1,493,712	6,987	1,500,699
2 総 務 費		42,112,448	445,625	42,558,073
	1 総 務 管 理 費	22,002,696	36,775	22,039,471
	2 企 画 費	5,725,431	408,850	6,134,281
3 民 生 費		114,992,125	557,114	115,549,239
	1 社 会 福 祉 費	67,868,856	443,013	68,311,869
	2 児 童 福 祉 費	40,860,645	107,143	40,967,788
	5 県 民 生 活 費	2,428,512	6,958	2,435,470
4 衛 生 費		97,995,343	1,509,357	99,504,700
	1 公 衆 衛 生 費	50,759,928	73,747	50,833,675
	2 環 境 衛 生 費	2,589,624	7,885	2,597,509
	4 医 薬 費	35,009,038	1,427,725	36,436,763
5 労 働 費		1,921,498	32,382	1,953,880

	1 労 政 費	331,568	30,862	362,430
	2 職 業 訓 練 費	1,378,157	1,520	1,379,677
6 農 林 水 産 業 費		39,941,206	132,194	40,073,400
	1 農 業 費	11,259,246	41,368	11,300,614
	2 畜 産 業 費	5,198,383	10,000	5,208,383
	3 農 地 費	11,011,456	30,826	11,042,282
	4 林 業 費	11,670,782	50,000	11,720,782
7 商 工 費		174,655,455	169,087	174,824,542
	1 商 工 費	173,174,956	60,620	173,235,576
	2 観 光 費	1,480,499	108,467	1,588,966
8 土 木 費		84,320,084	6,557,944	90,878,028
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,693,527	4,956,430	46,649,957
	3 河 川 費	27,886,202	950,000	28,836,202
	4 都 市 計 画 費	7,684,633	651,514	8,336,147
歳 出 合 計		989,351,310	9,410,690	998,762,000

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	315,981
		道路保全事業費(県単)	1,200,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	1,610,460
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	116,000
	3 河川費	河川調査費	10,000
		河川砂防保全事業費(県単)	45,069
		緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	10,000
		河川受託事業費	60,000
		安全な川づくり事業費(補助)	6,506,000
		ダム施設保全事業費(補助)	33,791
		砂防施設づくり事業費(補助)	80,000
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	302,535
	5 住宅費	県営住宅整備事業費(補助)	506,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合庶務事務システム改修費	令和6年度	51,000
農漁業災害対策特別措置条例資金利子補給	令和6年度から令和13年度まで	447
快適で安全な道づくり事業(補助)	令和6年度から令和11年度まで	4,970,000

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
安全な川づくり事業（補助）	令和6年度から 令和9年度まで	4,300,000	令和6年度から 令和12年度まで	4,300,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単治山事業費	164,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	214,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
自然公園等施設整備費	246,000	同上	同上	同上	316,000	同上	同上	同上
国庫補助道路事業費	10,059,000	同上	同上	同上	11,813,000	同上	同上	同上
国庫補助街路事業費	1,690,000	同上	同上	同上	1,946,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業費	9,856,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	10,711,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
河川等整備事業費	3,697,000	同 上	同 上	同 上	4,642,000	同 上	同 上	同 上

第2号議案

令和5年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度栃木県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第2条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 440,931	令和5年度	千円 76,871	千円 460,000	令和5年度	千円 76,871
				令和6年度	115,306		令和6年度	120,000
				令和7年度	248,754		令和7年度	220,000
							令和8年度	43,129

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のように改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
薬品注入設備 撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	2,227千円	令和6年度から令和8年度まで	14,000千円

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第3号議案

令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第2条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 100,332	令和5年度	千円 17,991	千円 121,000	令和5年度	千円 17,991
				令和6年度	26,987		令和6年度	28,000
				令和7年度	55,354		令和7年度	58,000
							令和8年度	17,009

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のように改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
薬品注入設備 撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	644千円	令和6年度から令和8年度まで	4,000千円

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第4号議案

栃木県林業大学校条例の制定について

栃木県林業大学校条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号 栃木県林業大学校条例

(設置)

第1条 林業に関する教育及び研修を行うことにより、本県における次代の林業を担う人材を育成するため、栃木県林業大学校（以下「大学校」という。）を宇都宮市に設置する。

(課程及び修業年限)

第2条 大学校に就業前長期課程を置く。

2 前項の就業前長期課程の修業年限は、1年とする。

3 第1項に定めるもののほか、大学校に研修課程を置き、林業者等に対する研修を行う。

(入学の資格)

第3条 就業前長期課程に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学及び研修受講の許可)

第4条 就業前長期課程に入学しようとする者及び第2条第3項の研修課程で研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(授業料)

第5条 就業前長期課程に入学した者は、授業料年額11万8,800円を納付しなければならない。ただし、就業前長期課程の途中で退学した者の授業料の年額は、規則で定める。

2 前項の授業料の徴収方法は、規則で定める。

(授業料の免除)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の廃止)

2 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和5年栃木県条例第5号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第4条の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

第5号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p><u>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p><u>第4条の2 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>① 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限</u></p>

る。)であるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給するものとし、その額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で人事委員会規則で定める。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号議案

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例（昭和52年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>災害派遣手当等の支給に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する派遣された職員（以下「国民保護等派遣職員」という。）に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する派遣された職員（以下「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣職員</u>」という。）に支給する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する派遣された職員（以下「国民保護等派遣職員」という。）に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する派遣された職員（以下「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員</u>」という。）に支給する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第2条 災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は特定新型インフルエンザ等対策派遣職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給方法は、人事委員会規則で定める。

別表 (第2条関係)

略

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は特定新型インフルエンザ等対策派遣職員が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

(災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第2条 災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法は、人事委員会規則で定める。

別表 (第2条関係)

略

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 略

第7号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p><u>(第1号職員の期末手当及び勤勉手当)</u></p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の<u>期末手当及び勤勉手当</u>の額は、前条第2項から第4項までに規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(第2号職員の期末手当及び勤勉手当)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬<u>及び期末手当</u>をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p><u>(第1号職員の期末手当)</u></p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、<u>期末手当</u>を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の<u>期末手当</u>の額は、前条第2項から第4項までに規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(第2号職員の期末手当)</u></p>

第8条 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第2号職員（人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。

2 第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

第8条 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第2号職員（人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、期末手当_____を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。

2 第2号職員の期末手当_____の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p><u>（第1号職員の期末手当及び勤勉手当）</u></p> <p>第4条 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号職員（教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の<u>期末手当及び勤勉手当</u>の額は、前条第2項から第4項ま</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬<u>及び期末手当_____</u>をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当<u>及び期末手当_____</u>をいう。</p> <p><u>（第1号職員の期末手当）</u></p> <p>第4条 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号職員（教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、期末手当_____を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の<u>期末手当_____</u>の額は、前条第2項から第4項ま</p>

でに規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

(第2号職員の期末手当及び勤勉手当)

第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。

2 第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

でに規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

(第2号職員の期末手当)

第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当_____を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。

2 第2号職員の期末手当_____の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 略

(栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年栃木県条例第53号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のもの(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u></p> <p>2 略</p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のもの(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>_____</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>_____及び退職手当</p> <p>2 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員の給与に関する条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員の給与に関する条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第8号議案

栃木県県税条例の一部改正について

栃木県県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の減免）</p> <p>第84条 知事は、<u>次の各号のいずれかに該当する者が</u>、災害により滅失又は損壊をした不動産（以下この条及び次条において「被災不動産」という。）<u>に代わるものと知事が認める不動産（以下この条において「代替不動産」という。）</u>を当該滅失又は損壊をした日から3年以内に取得した場合には、当該代替不動産の取得に対して課する不動産取得税を減免することができる。</p> <p><u>(1) 被災不動産の所有者</u></p> <p><u>(2) 被災不動産の所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人</u></p> <p><u>(3) 代替不動産に個人である被災不動産の所有者と同居するその者の3親等内の親族</u></p> <p><u>(4) 被災不動産の所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災不動産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人</u></p>	<p>（不動産取得税の減免）</p> <p>第84条 知事は _____、災害により滅失又は損壊をした不動産（以下この条及び次条において「被災不動産」という。）の所有者が当該被災不動産に代わるものと知事が認める不動産（以下この条において「代替不動産」という。）を当該滅失又は損壊をした日から3年以内に取得した場合には、当該代替不動産の取得に対して課する不動産取得税を減免することができる。</p>

(5) 前各号に準ずる者として知事が認める者

2～4 略

第86条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。

(1) 略

(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人又は同法第152条第5項（私立専修学校等）に規定する法人（以下この号において「学校法人等」という。）を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する学校において直接保育又は教育の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年以内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得（第4号に該当するものを除く。）

(3)～(10) 略

2・3 略

2～4 略

第86条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。

(1) 略

(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人又は同法第64条第4項（私立専修学校等）に規定する法人（以下この号において「学校法人等」という。）を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する学校において直接保育又は教育の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年以内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得（第4号に該当するものを除く。）

(3)～(10) 略

2・3 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第86条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第84条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第9号議案

旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部改正について

旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和33年栃木県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学校等に類する施設)</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(学校等に類する施設)</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(許可等について意見を求める者)</p> <p>第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、前条第1項に定める施設について知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(許可等について意見を求める者)</p> <p>第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、前条第1項に定める施設について知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第14条 法<u>第5条第1項第4号</u>の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第14条 法<u>第5条第3号</u>の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）		別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～106 略		1～106 略	
107 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条</u> <u>の4第1項の規定に基づく旅館</u> 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略	107 旅館業法第3条の2第1項又 は第3条の3第1項_____ _____の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略
108～517 略		108～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第10号議案

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（令和3年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業の施設の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 知事は、営業の形態その他の状況により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準の一部を適用せず、又は緩和することができる。</u></p> <p>(省令が改正された場合の措置)</p> <p>第4条 省令第36条又は第66条の7の規定（以下「設備等関係規定」という。）が改正された場合における第2条及び前条第1項の規定の適用については、当該設備等関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときあつては知事が定めるところにより当該改正前の設備等関係規定の例によることができる。</p>	<p>(営業の施設の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>(省令が改正された場合の措置)</p> <p>第4条 省令第36条又は第66条の7の規定（以下「設備等関係規定」という。）が改正された場合における前2条 _____ の規定の適用については、当該設備等関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときあつては知事が定めるところにより当該改正前の設備等関係規定の例によることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第11号議案

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正について

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>華厳の滝第二駐車場</td> <td>日光市</td> </tr> <tr> <td><u>立木第一駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>立木第二駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>歌ヶ浜第一駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>歌ヶ浜第二駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>歌ヶ浜おもいやり駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>二荒山神社南駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> <tr> <td><u>赤沼園地駐車場</u></td> <td><u>日光市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用期間及び利用時間)</p> <p>第2条の2 駐車場の利用期間及び利用時間は、規則で定める。</p>	名 称	位 置	略		華厳の滝第二駐車場	日光市	<u>立木第一駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>立木第二駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>歌ヶ浜第一駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>歌ヶ浜第二駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>歌ヶ浜おもいやり駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>二荒山神社南駐車場</u>	<u>日光市</u>	<u>赤沼園地駐車場</u>	<u>日光市</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>華厳の滝第二駐車場</td> <td>日光市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第2条の2 駐車場の _____ 利用時間は、規則で定める。</p>	名 称	位 置	略		華厳の滝第二駐車場	日光市
名 称	位 置																										
略																											
華厳の滝第二駐車場	日光市																										
<u>立木第一駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>立木第二駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>歌ヶ浜第一駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>歌ヶ浜第二駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>歌ヶ浜おもいやり駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>二荒山神社南駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
<u>赤沼園地駐車場</u>	<u>日光市</u>																										
名 称	位 置																										
略																											
華厳の滝第二駐車場	日光市																										

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 普通利用の場合

駐 車 場 名	車両区分	単 位	基 準 額
湖畔第一駐車場 華巖の滝第一駐車場 華巖の滝第二駐車場 赤沼園地駐車場	二 輪 車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
	大 型 バ ス	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
立木第二駐車場 歌ヶ浜第一駐車場	二 輪 車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円
	大 型 バ ス	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
湖畔第二駐車場 二荒山神社南駐車場	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
立木第一駐車場 歌ヶ浜第二駐車場 歌ヶ浜おもいやり駐車場	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円

2 共通一日券を利用する場合

車両区分	単 位	基 準 額
二 輪 車	1 台 1 日	400円
普通自動車	1 台 1 日	1,000円
大 型 バ ス	1 台 1 日	4,000円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 「普通利用」とは、1回の利用をする場合であって、共通一日券を利用する場合以外のものをいう。
- 「共通一日券」とは、1日の間随時に複数の駐車場（二輪車又は大型バスで利用する場合にあっては、湖畔第一駐車場、華巖の滝第一駐車場、華巖の滝第二駐車場、立木第二駐車場、歌ヶ浜第一駐車場及び赤沼園地駐車場に限る。）の利用をすることができる利用券をいう。
- 「1日」とは、午前4時から翌日の午前4時前をいう。
- 利用開始の後最初に到来する午前4時以後継続して利用するときは、当該午前4時前の利用を1回とし、当該午前4時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第12号議案

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正について

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例（平成30年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（<u>同条第8項</u>において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（<u>同条第7項</u>において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第13号議案

栃木県公安委員会委員の任命同意について

栃木県公安委員会委員として、次の者の任命について、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

大森 亮一

第14号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市若草1丁目
- 2 工 事 名 県営若草住宅新1号棟新築工事（その1）
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,466,520,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市築瀬町2500番地15

増渕・渡辺・興建特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社増渕組 代表取締役 増 渕 勝 明

第15号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市若草1丁目
- 2 工 事 名 県営若草住宅新1号棟新築工事（その2）
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 718,300,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市大曾4丁目10番19号
中村・日豊・岩村特定建設工事共同企業体
代表者 中村土建株式会社 代表取締役 渡 邊 幸 雄

第16号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年9月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市西川田町
- 2 工 事 名 栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 924,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市平出工業団地6番12
岩原・藤井・鬼怒川特定建設工事共同企業体
代表者 岩原産業株式会社 代表取締役 岩 原 正 樹

第17号議案

製造請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 業 務 場 所 宇都宮市西川田町
- 2 業 務 名 栃木県子ども総合科学館プラネタリウム機器等更新業務
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 契 約 金 額 599,720,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
株式会社五藤光学研究所 取締役社長 五 藤 信 隆

第18号議案

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第384回通常会議において、第57号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県警察本部庁舎受変電設備ほか改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,126,994,000円とする。

第19号議案

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第384回通常会議において、第58号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県警察本部庁舎空調設備改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を2,048,794,000円とする。

第20号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第2号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を2,196,425,000円とする。

第21号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第3号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築電気設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を608,289,000円とする。

第22号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第4号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を783,607,000円とする。

第23号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第5号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,699,555,000円とする。

第24号議案

令和4年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金483,975,827円のうち240,256,875円を建設改良積立金に積み立て、243,718,952円を資本金に組み入れるものとする。

（令和4年度栃木県水道事業会計決算書は別冊）

第25号議案

令和4年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金190,071,905円のうち117,754,196円を長期借入金償還積立金に積み立て、72,317,709円を資本金に組み入れるものとする。

（令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算書は別冊）

第26号議案

令和4年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金595,591,377円を減債積立金に積み立てるものとする。

（令和4年度栃木県用地造成事業会計決算書は別冊）

認定第1号

令和4年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和4年度栃木県流域下水道事業会計決算書及び令和4年度栃木県流域下水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第2号

令和4年度栃木県電気事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県電気事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和4年度栃木県電気事業会計決算書及び令和4年度栃木県電気事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第3号

令和4年度栃木県水道事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和4年度栃木県水道事業会計決算書及び令和4年度栃木県水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第4号

令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算書及び令和4年度栃木県工業用水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第5号

令和4年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県用地造成事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和4年度栃木県用地造成事業会計決算書及び令和4年度栃木県用地造成事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第6号

令和4年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について

令和4年度栃木県施設管理事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和5年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和4年度栃木県施設管理事業会計決算書及び令和4年度栃木県施設管理事業会計決算審査意見書は別冊)

報告第1号

令和4年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について

令和4年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月19日

栃木県知事 福田 富 一

企経第91号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の提出について

令和4年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和4年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳					年割額 と支払 義務発生 額の差	左 の 財 源 内 訳				
					企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金		企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金		企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金
1 資本的 支出	1 建設 改良費	木の俣 発電所 発電機 更新工事	2	円 47, 148,000	円 47, 000,000	円	円	円	円 148,000	円 19, 340,000	円	円	円	円	円 19, 340,000	円 27, 808,000	円 47, 000,000	円	円	円	円 △19, 192,000
			3	円 110, 010,000				円 110, 010,000							円 110, 010,000						円 110, 010,000
			4						円 131, 008,000						円 131, 008,000	円 △131, 008,000					円 △131, 008,000
			計	円 157, 158,000	円 47, 000,000			円 110, 158,000	円 150, 348,000						円 150, 348,000	円 6, 810,000	円 47, 000,000				円 △40, 190,000
	深山 発電所 水力設備 実施設計 業務委託	3	円 9, 680,000				円 9, 680,000	円 1, 950,000						円 1, 950,000	円 7, 730,000					円 7, 730,000	
		4	円 9, 680,000				円 9, 680,000	円 14, 517,000						円 14, 517,000	円 △4, 837,000					円 △4, 837,000	
		計	円 19, 360,000				円 19, 360,000	円 16, 467,000						円 16, 467,000	円 2, 893,000					円 2, 893,000	

報告第2号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第8号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第9号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第10号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第11号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第12号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第13号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第15号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第16号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第17号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第18号 損害賠償の額の決定及び和解について

12	専決処分第19号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第20号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第21号	損害賠償の額の決定及び和解について
15	専決処分第22号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第23号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第24号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第25号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第26号	損害賠償の額の決定及び和解について
20	専決処分第27号	損害賠償の額の決定及び和解について
21	専決処分第28号	損害賠償の額の決定及び和解について
22	専決処分第29号	損害賠償の額の決定及び和解について
23	専決処分第30号	損害賠償の額の決定及び和解について
24	専決処分第31号	損害賠償の額の決定及び和解について
25	専決処分第32号	工事請負契約の変更について
26	専決処分第33号	工事請負契約の変更について
27	専決処分第34号	損害賠償の額の決定及び和解について

- 28 専決処分第35号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 29 専決処分第36号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 30 専決処分第37号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 31 専決処分第38号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 32 専決処分第39号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 33 専決処分第40号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 34 専決処分第41号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第32号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第17号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,163,668,000円とする。

令和5年8月22日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第33号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第56号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校図書館棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を512,039,000円とする。

令和5年8月22日

栃木県知事 福田 富 一